

平成 29 年 12 月 5 日

経済産業省御中

中国輸出管理法草案の件（要請）

一般財団法人 安全保障貿易情報センター（CISTEC）  
日本機械輸出組合（JMC）  
一般社団法人 日本貿易会（JFTC）  
一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）  
一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）  
一般社団法人 日本化学品輸出入協会（JCEIA）

日頃、産業界の内外での経済活動につきまして格別のご指導を賜り、有難うございます。

さて、私ども 6 団体では、日本経済団体連合会、日本商工会議所の御賛同の下に、中国商務部に対して、本年 6 月に公開された中国輸出管理法草案に関し、別添の通り、意見書を提出致しました（中文にて提出）。

世界経済において大きな比重を占める中国が、責任ある役割を果たすとの観点から、国際的な平和と安定に資するための安全保障輸出管理制度を整備することについては、日本の産業界としても基本的には歓迎するものです。これまで、日米 EU の各ご当局がアウトリーチ活動を通じて法整備を促してきたことが結実することは、喜ばしいことと受け止めております。

しかしながら、公表された草案及び起草説明等を精査しますと、様々な問題点を包含し、対中貿易・投資活動に関わる産業界として大きな懸念を抱かざるを得ないとの判断に至り、それらの点を意見書としてとりまとめた次第です。同意見書での主要な問題意識は、大別すると以下の通りです。

- （1）通常兵器関連の汎用品・技術が新たに規制対象となることから、極めて広汎な分野の多数の企業に、企業規模を問わず関係してきます。このため、十分な理解と準備期間がないままに拙速に立法が進められれば、内外の経済活動全般に大きな混乱を招きかねません。
- （2）再輸出規制や広汎なみなし輸出規制を始めとして、国際輸出管理レジーム合意とは異なる異質な制度や、規制の域外適用に当たる制度も含まれています。これらは、単に輸出管理制度としての問題に留まらず、中国との貿易・投資環境に著しい悪影響を及ぼし、中国との取引自体に様々なリスクをもたらしかねないものと憂慮しております。それらのリスクは、大企業のみならず中小企業にも及ぶほか、中国と直接の取引をしていない企業にも及ぶ可能性があります。

- (3) WTO 等の国際経済ルールとの関係でも、規制の上での国際競争力等への配慮規定や、中国に対する差別的扱いをする国家へのいわゆる「報復条項」など、問題となるおそれがある条項が含まれています。更に、起草説明において、「重要戦略稀少資源の保護」が起草目的の一つとして言及され、また、起草過程における商務部関係研究機関の研究報告では、経済主権等の観点から輸出規制の必要性が指摘されています。そして、国際訴訟への対処として、「安全保障」を理由とすべき旨が述べられています。もしそのような目的の下にレアアース、レアメタル等の稀少鉱物資源が輸出規制対象となるのであれば、経済活動に再び混乱をもたらす、WTO ルールとの関係でも問題を惹起する可能性が否定できません。

意見書においては、このような問題意識に立って、見直しを含む慎重な検討を要請しているところです。

私ども日本の産業界においては、欧米の産業界とも連携を図っており、本意見書の内容と問題意識についても共有を図ってきているところです。今後も更に、共同での要請を含め連携を強め、中国政府に対する働きかけを行っていく考えです。

貴省におかれましても、私ども産業界の問題意識と懸念とをご理解賜り、政府ベースでの必要な対応をお願いできれば幸いです。

以上